

クロスボーダーローン ～海外展開・事業再編資金～

クロスボーダーローンは、海外の構造的変化等に適応するために中小企業（国内親会社）と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人に対して、日本公庫がご融資する制度です。

制度のお取扱い開始は、令和3年1月頃を予定しております。

対象者

海外の構造的変化等に適応するために中小企業（国内親会社）と共同で経営力向上や経営革新等に取り組む海外現地法人

対象となる海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の一定の支配要件を満たす必要があります。

本制度の特徴

国内親会社の財務体質改善

海外現地法人が国内親会社から資金調達（出資受入や借入等）する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化できます。

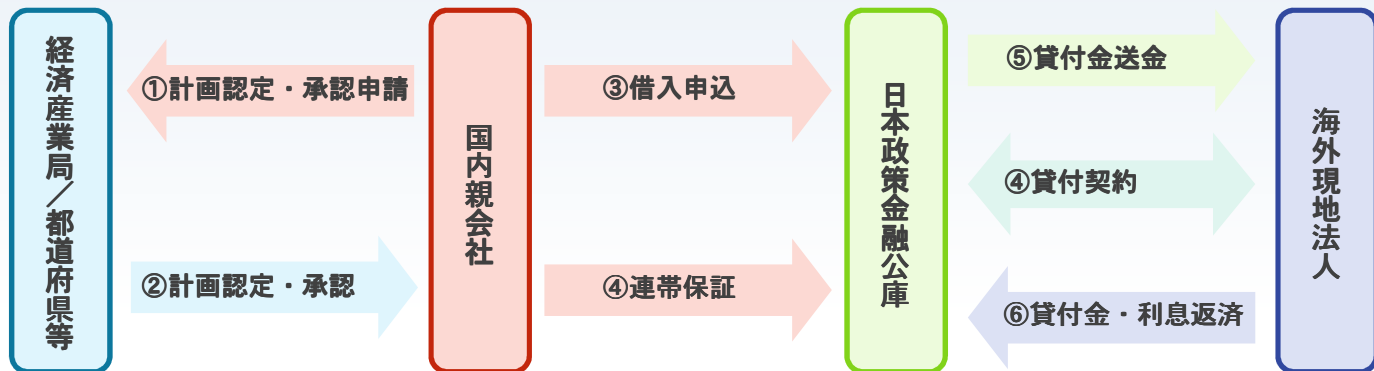
財務戦略上の独立化

海外現地法人が公庫から直接借入を行うことで、国内親会社から財務的な独立を図ることができます。

長期安定資金

融資期間は設備資金20年以内（外貨の場合15年以内）、運転資金7年以内で長期の安定資金としてご利用いただけます。

本制度のスキーム図



- ◆ 本制度概要は令和2年9月時点の情報に基づくものです。
- ◆ 制度開始までに内容が変更となる可能性もございますので、制度のご案内については、令和3年1月の制度開始以降に、日本公庫中小企業事業の担当者から行わせていただきます。

本制度のご利用条件・商品概要

ご利用いただける方 ^(注1)	次の1~3のいずれかに当てはまる方 1 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた中小企業の海外現地法人 2 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業の海外現地法人 3 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた中小企業またはみなし中小企業 ^(注2) の海外現地法人
ご利用いただける資金	設備資金および長期運転資金
ご利用いただける国・地域	タイ、ベトナム、香港
ご利用いただける通貨	日本円または米ドル
融資限度額	直接貸付 別枠14億4千万円（うち運転資金9億6千万円）
融資利率 ^(注3)	基準利率 ただし、4億円を限度として特別利率③
融資期間	■設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） ^(注4) ■運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
保証人	国内親会社（中小企業またはみなし中小企業）の連帯保証が必要となります。
償還方法	割賦償還
割賦期間	6ヵ月または12ヵ月
約定日	20日

(注1) ご利用いただける海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の一定の支配要件を満たすことが必要となります。詳細については、日本公庫中小企業事業の担当者にお問い合わせください。

(注2) 地域経済牽引事業計画の申請時に中小企業であって、同計画の実施期間中に中小企業でなくなった企業。

(注3) 米ドルの場合は、貸付期間に応じて所定の利率が加算されます。

(注4) 米ドルの場合は、貸付期間が15年以内（据置期間2年以内）となります。

ご利用にあたっての留意事項

- ご利用にあたっては、日本公庫による所定の審査が必要です。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。
- ご利用にあたっては、外国為替を取扱うことのできる預金口座が必要となります。
- ご返済にあたっては、所定の外国為替関係手数料が必要となります。
- ご返済にあたっては、貸付通貨が円貨・外貨いずれの場合においても個別のお振込手続が必要となります。
- ご返済はご融資した通貨にて行っていただくことになります。
- 外国為替相場の変動により現地通貨建て債務の評価額が変動し、為替差損益が発生する可能性があります。
- ご融資にかかる手続きは、保証人たる国内親会社が海外現地法人の代理人として行っていただきます。